

原子力発電所等の安全規制の抜本的強化
原子力災害対策特別措置法（仮称）の制定
電源地域振興特別措置法（仮称）の制定に関する
要 望 書

平成 1 1 年 1 1 月 8 日

全国原子力発電所所在市町村協議会

会長 敦賀市長 河 瀬 一 治

原子力発電所等の安全規制の抜本的強化

原子力災害対策特別措置法（仮称）の制定

電源地域振興特別措置法（仮称）の制定に関する

要 望 書

○国民の視点に立ち安全性を厳しく監視する『国民の代理人』となる安全規制体制を確立し、また安全規制手法の抜本改革を行いもって、原子力に対する国民の信頼回復を図るべきである。

○原子力防災対策は、先ず国の一元的責任として明確に位置付け、そのうえで、自治体の役割や事業者の責務を明確にすること。
また、防災対策手法については、住民が安心できる実効的なものであること。

○原子力立地地域の恒久的地域振興を確立するため、電源地域振興特別措置法（仮称）の制定を求める。